

宗教法人に関する特別委員会議録 第二号

平成七年十一月一日(水曜日) 午前十時開議

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事 小里 貞利君

理事 鈴木 宗男君

理事 月原 茂皓君

理事 佐々木秀典君

小川 元君

亀井 静香君

能代 昭彦君

白川 勝彦君

松永 光君

村岡 兼造君

与謝野 馨君

石田 勝之君

加藤 六月君

北橋 健治君

鳩山 邦夫君

冬柴 鐵三君

興石 東君

山下八洲夫君

中島 章夫君

出席國務大臣

文部 大臣 島村 宜伸君

出席政府委員

文部大臣官房長 佐藤 禎一君

文化庁次長 小野 元之君

委員外の出席者

宗教法人に関する特別委員会議長 岡村 豊君

査査長

委員の異動

十一月一日

辞任

補欠選任

第二類第十号 宗教法人に関する特別委員会議録第二号 平成七年十一月一日

石橋 一弥君 宮路 和明君
衛藤 晟一君 久野統一郎君
栗原 裕康君 山本 公一君
江田 五月君 大川 善徳君
山口 鶴男君 山元 勉君

同日

辞任

補欠選任

久野統一郎君 衛藤 晟一君
宮路 和明君 石橋 一弥君
山本 公一君 栗原 裕康君
大川 善徳君 江田 五月君
山元 勉君 山口 鶴男君

本日の会議に付した案件
宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一七号)

○越智委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、宗教法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。島村文部大臣。

宗教法人法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○島村國務大臣 このたび、政府から提出いたしました宗教法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行宗教法人法は、宗教団体に法人格を与え、自由かつ自主的な活動をするための物的基礎を確保することを目的とし、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則にのっとり、宗教法人の自由と自主性、責任と公共性という二つの要請を

基本としてその体系が組み立てられております。このような宗教法人の制度の基本は維持すべきものであります。

しかしながら、宗教法人法が昭和二十六年に制定されて以来、今日に至るまでの社会状況や宗教法人の実態の変化にかんがみ、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、これらの変化に対応するための宗教法人法の最小限の見直しが必要となつてきており、宗教法人法を改正すべきとの世論も高まつているところであります。このような状況を背景に、宗教法人審議会から、去る九月二十九日に宗教法人制度の改正についての御報告をいただいたところであります。

今回、この宗教法人審議会の報告も踏まえ、所要の改正を行うため、この法律案を提出することとしたものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、所轄庁についてであります。複数の都道府県で活動を行う宗教法人の所轄庁は文部大臣に改めることが適当と考えられることから、他の都道府県内に境内建築物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とすることとしております。

第二は、事務所備えつけ書類の見直しとその一部の見直しについてであります。宗教法人の財産目録等の書類については、その事務所に備えつけられることが現行宗教法人法においても義務づけられておりますが、今回、宗教法人が作成し、事務所に備えなければならぬ書類として収支計算書等を加えるとともに、これらの書類の写しを毎会計年度終了後四月以内に所轄庁に提出しなければならないこととしております。

なお、収益事業を行わない宗教法人で、一会計

年度の収入の額が算少であり文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内であるものは、当分の間、収支計算書を作成しないことができることとしております。

第三は、信者その他の利害関係人による財産目録等の閲覧についてであります。宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて、財産目録等の事務所備えつけ書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでない者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬこととしております。

第四は、宗教法人審議会の委員の増員であります。現行の宗教法人法で十五人以内となつております定員を二十人以内とすることとしております。

第五は、所轄庁の報告徴収及び質問についてであります。所轄庁は、宗教法人について、裁判所に対する解散命令の請求等を行うべき事由に該当する疑いがあると認めるときは、その業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、または職員に質問させることができることとしております。

なお、この場合においては、所轄庁は、報告を求め、または職員に質問せよとすることについて、あらかじめ宗教法人審議会に諮問し、その意見を聞かなければならぬこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提出理由及びその内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○越智委員長 以上で趣旨の説明は終わりました

た。
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。
午前十時五分散会

宗教法人法の一部を改正する法律案

宗教法人法の一部を改正する法律

宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「他の都道府県内にいる宗教法人を包括する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人
- 二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

第二十五条の見出し中「及び備附」を「備付け、閲覧及び提出」に改め、同条第一項中「及び」を「財産目録を」、「財産目録」を「財産目録及び収支計算書」に改め、同条第二項中「左」を「次に」に改め、同項第三号中「貸借対照表又は収支計算書を作成している場合には、これらの書類を、収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 境内建物(財産目録に記載されているものを除く)に関する書類

第二十五条に次の三項を加える。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

第七十二条第一項中「十五人」を「二十人」に改める。
第七十八条の次に次の一条を加える。
(報告及び質問)

第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問をすることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。

一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。
二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。

三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。

2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問せよとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ

じめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

3 前項の場合においては、文部大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問せよする事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問せよする場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5 第一項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第七十九条第四項を次のように改める。
4 前条第二項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。
第八十条第五項中「前条第四項」を「第七十八条の二第二項」に改め、「第一項」の下に「規定による認証の取消しをしようとする」を加える。
第八十八条中「左」を「次に」に改め、同条第四号中「第二十五条」を「第二十五条第一項若しくは第二項」に、「同条」を「これらの規定」に、「備附」を「備付け」に改め、同条中第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 第七十八条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員に質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十八条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。

附則第二十三項から第二十五項までを次のように改める。
23 当分の間、宗教法人は、第六条第二項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、第二十五条第一項の規定にかかわらず、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる。

24 前項に規定する額の範囲を定めようとする場合においては、文部大臣は、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

25 附則第二十三項の場合において、宗教法人は、第二十五条第二項(第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く)の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる収支計算書を作成している場合に限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十三項から第二十五項までの改正規定中附則第二十四項に係る部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(境内建物に関する届出)

2 改正前の宗教法人法(以下「旧法」という)第五号及び宗教法人法附則第二十二項の規定による所轄庁(以下「旧法所轄庁」という)が都道府県知事である宗教法人は、この法律の公布の日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、同日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物の名称、所在地及び面積を記載した書類(以下「境内建物関係書類」という)を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした宗教法人は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)にお

いて滅失その他の事由により他の都道府県内に境内建物を備えないこととなったときは、施行日から起算して六月以内に、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならぬ。

4 旧法所轄庁が都道府県知事である宗教学法人（附則第二項の規定による届出をした宗教学法人を除く。）は、施行日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、施行日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物関係書類を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならぬ。

5 改正後の宗教学法人法（以下「新法」という。）第二十五条第一項の規定中収支計算書の作成に係る部分及び新法附則第二十三項の規定は、施行日以後に開始する宗教学法人の会計年度（以下「施行日以後の会計年度」という。）に係る収支計算書の作成について適用する。

6 新法第二十五条第二項の規定中収支計算書の備付けに係る部分及び新法附則第二十五項の規定は、施行日以後の会計年度に係る収支計算書の備付けについて適用し、施行日前に開始した宗教学法人の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

7 新法第二十五条第四項の規定は、施行日以後の会計年度に係る書類の写しの提出について適用する。

（所轄庁の処分等に関する経過措置）

8 旧法所轄庁がし、又は旧法所轄庁に対してされた旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法第五条及び宗教学法人法附則第二十二項の規定による所轄庁（以下「新法所轄庁」という。）がし、又は新法所轄庁に対してされた新法の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

9 旧法所轄庁が宗教学法人法第十四条第四項（同法第二十八条第二項、第三十九条第一項及び第四十六条第二項）において読み替えて準用する場

合を含む。以下同じ。の規定により交付した認証書及び認証した旨を付記した規則又は変更しようとする事項を示す書類は、新法所轄庁が宗教学法人法第十四条第四項の規定により交付したものとみなす。

理由

宗教学法人をめぐる社会状況及び宗教学法人の実態の変化に対応し、宗教学法人制度の適正な運用を図るため、他の都道府県内に境内建物を備える宗教学法人及び当該宗教学法人を包括する宗教学法人の所轄庁を文部大臣とし、信者その他の利害関係人で正当な利益があると認められるものに備付け書類の閲覧を認め、宗教学法人に対し備付け書類のうち一定の書類の写しを所轄庁に定期的に提出させることとするともに、公益事業以外の事業が宗教学法人の目的に反していること等の疑いがあると認めるときは、所轄庁が宗教学法人から報告を求め、又はこれに質問することができることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年十一月六日印刷

平成七年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K